

# 鳴門市地域防災計画

## 【南海トラフ地震対策編】



# 鳴門市地域防災計画 目次

南海トラフ地震対策編			
第1章	総則		N - 1 - 1
	第1節	計画の性格	N - 1 - 1
	第2節	地震・津波の想定等	N - 1 - 1
	第3節	地震津波対策推進計画	N - 1 - 10
第2章	災害予防		N - 2 - 1
	第1節	建築物等の耐震化	N - 2 - 1
	第2節	都市防災機能の強化	N - 2 - 5
	第3節	土砂災害等予防対策	N - 2 - 7
	第4節	津波災害予防対策	N - 2 - 8
	第5節	水道施設の耐震化	N - 2 - 10
	第6節	危険物等の災害予防対策	N - 2 - 11
	第7節	避難対策の充実	N - 2 - 13
	第8節	火災予防対策の充実	N - 2 - 17
第9節	自治体業務継続計画（BCP）	N - 2 - 20	
第3章	災害応急対策		
	第1節	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応	N - 3 - 1

# 南海トラフ地震対策編

## 第1章 総則

### 第1節 計画の性格

本編には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項で規定する事項も含めており、本編に定めのない事項については共通対策編に定めるところによるものとする。

### 第2節 地震・津波の想定等

#### 第1 方針

本市の地震・津波対策は、徳島県が作成した次の想定等を基本として実施する。これらの想定は、現時点での最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したもので、その発生頻度は極めて低いものであるが、この最大クラスの地震・津波への対応を目指す必要があることから作成されたものである。

- 1 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日公表）
- 2 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成25年7月31日公表）
- 3 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成25年11月25日公表）
- 4 徳島県津波災害警戒区域（平成26年3月11日指定）

#### 第2 想定等の内容

##### 1 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日公表）

- (1) 平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えて作成したものである。
- (2) 最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。
- (3) 沿岸構造物については、コンクリート構造物は、すべて破壊され無くなり、盛土構造物は、4分の3沈下し、津波が乗り越えると破壊され無くなることを想定している。
- (4) 本市における浸水域（35.3 km<sup>2</sup>）及び浸水深については、資料編「徳島県津波浸水想定（鳴門市域）」を参照。

ア 鳴門市沿岸域の最大津波高及び最大津波到達時間

場所	最大津波高 (m)	最大津波到達時間 (分)
栗田漁港	2.7	72
楯木漁港	2.7	—
八木の鼻	5.5	—
岡崎海水浴場	7.1	—
里浦海岸	6.0	64

イ 津波影響開始時間

場所	津波高 (m)	津波影響開始時間 (分)
栗田漁港	+0.2	61
里浦海岸	-0.2	19

ウ 津波到達時間

場所	津波高 (cm)	津波到達時間 (分)
里浦海岸	20	48

2 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）（平成 25 年 7 月 31 日公表）

- (1) 平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル (M9.0、M9.1)」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出している。
- (2) 津波被害については、「徳島県津波浸水想定（平成 24 年 10 月 31 日公表）」に基づき作成したものである。
- (3) 本市における最大震度は「6 強」であり、徳島県における震度分布については、資料編「南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】」を参照。

ア 徳島県内の死者数

(単位：人)

発生時刻	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀、自動販売機転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	3,900	30	26,900	470	0	31,300
夏 12 時	2,400	20	21,800	570	10	24,800
冬 18 時	2,800	20	20,900	920	30	24,700

イ 徳島県内の建物全壊棟数

(単位：棟)

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
冬深夜	60,900	540	360	42,300	5,500	109,600
夏 12 時					9,300	113,400
冬 18 時					12,300	116,400

1) ※徳島県の全建物棟数：291,990 棟

ウ 鳴門市内の死者数

(単位：人)

発生時刻	揺れ	急傾斜	津波	火災	ブロック塀、自動販売機 転倒、屋外落下物	合計
冬深夜	190	※	2,500	※	0	2,700
夏 12時	110	※	2,100	※	※	2,200
冬 18時	140	※	2,100	10	※	2,200

- 1) ※は若干数を示す
- 2) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

エ 鳴門市内の建物全壊棟数

(単位：棟)

発生時刻	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災	合計
冬深夜	2,900	60	30	8,600	80	11,600
夏 12時					230	11,800
冬 18時					350	11,900

- 1) 数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。
- 2) ※鳴門市の全建物棟数：23,515 棟

3 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）（平成 25 年 11 月 25 日公表）

- (1) 平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフの巨大地震の震源モデル（(M9.0、M9.1)」をもとに「ライフライン被害」、「交通施設被害」、「生活支障等」及び発災後の被害の様相を示したものである。
- (2) 津波被害については、「徳島県津波浸水想定（平成 24 年 10 月 31 日公表）」に基づき作成したものである。

ア ライフライン被害

(ア) 上水道

市町村 名等	給水 人口 (人)	復旧対 象給水 人口 (人)	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後		津波全 壊人口 (人)
			断 水 率 (%)	断水 人口 (人)	断 水 率 (%)	断水 人口 (人)	断 水 率 (%)	断水 人口 (人)	断 水 率 (%)	断水 人口 (人)	
県全体	749,300	633,900	92	689,000	73	547,700	56	417,800	22	165,500	115,400
鳴門市	61,000	38,700	85	52,000	66	40,000	54	32,800	39	23,900	22,300

- 1) 断水率=(管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口)/全給水人口
- 2) 復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(イ) 下水道

市町村名等	処理人口(人)	復旧対象処理人口(人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊人口(人)
			支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	支障率(%)	支障人口(人)	
県全体	128,000	107,700	79	101,500	79	101,500	26	33,500	1	1,300	20,300
鳴門市	4,200	2,700	100	4,200	100	4,200	43	1,800	0	0	1,500

- 1) 支障率(直後～1週間後)=(管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による支障人口)/全処理人口
- 2) 支障率(1ヶ月後)=管路・処理場被害による支障人口/全処理人口
- 3) 復旧対象処理人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く
- 4) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(ウ) 電力

市町村名等	代表震度	電灯軒数(軒)	復旧対象電灯軒数(軒)	直後		1日後		津波全壊相当電灯軒数(軒)
				停電率(%)	停電軒数(軒)	停電率(%)	停電軒数(軒)	
県全体	—	415,300	351,900	98	408,900	72	300,400	63,400
鳴門市	6.14	31,900	20,200	100	31,900	74	23,500	11,700

- 1) 停電率=(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数
- 2) 復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する電灯軒数を除く
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(エ) 通信

① 固定電話

市町村名等	回線数	復旧対象回線数	直後		1日後		津波全壊相当回線数
			不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	
県全体	215,800	184,600	98	212,500	75	162,000	31,200
鳴門市	18,300	11,600	100	18,300	83	15,200	6,700

- 1) 不通率=(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数)/全回線数
- 2) 復旧対象回線数は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する回線数を除く
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

② 携帯電話〔徳島県全域〕

東日本大震災では、発災直後は基地局等の倒壊・流失などによる停波基地局が相当数発生し、1日後にはバッテリーや自家用発電機の燃料等の枯渇により停波する基地局がさらに増加した。その後、電力の復旧や各事業者の迅速な復旧作業により、1ヶ月半程度で、一部のエリアを除き、復旧がされたところである。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、通信インフラ等の被災や輻輳の発生、各事業者による通信規制により、発災直後から非常に繋がりにくい状況となることが想定される。

(オ) ガス

① 都市ガス（冬 18 時発生）〔徳島県全域〕

復旧対象 需要家数 (戸)	直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)
5,400	100	5,400	100	5,400	63	3,400	0	0

- 1) 供給停止率=管路被害・安全措置等による供給停止戸数/復旧対象需要家数
- 2) 復旧対象需要家数は、地震動や津波浸水等により建物全壊・半壊した需要家数を除く
- 3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、率が合わない場合がある

② LP ガス〔徳島県全域〕

「東日本大震災を踏まえた今後の LP ガス安定供給の在り方に関する調査報告書」によれば、LP ガス基地が津波浸水等の様々な要因により、10 箇所で出荷停止を余儀なくされた。それに対しては、代替基地からの振替出荷、国家備蓄からの放出等の対策が講じられたが、卸売・小売の段階でも、タンクローリーの不足、充填所・販売店の被災、燃料不足、人手不足等の様々な復旧作業の支障となる事象が発生した。

被災三県における LP ガスの復旧状況については、大規模な余震が発生し、都度点検を実施して供給を再開しなければならない状況が繰り返されたが、3 月 11 日に発生した大震災に対する復旧は概ね 4 月上旬、全体の復旧は 4 月 21 日(当面復旧可能な世帯に対して)である。発災当日はガスボンベ等の安全装置によって、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦止まったとみられ、その後順次点検を実施しながら供給が再開された。

本県においても、南海トラフ巨大地震が発生すると、発災直後においては、ガスボンベ等の安全装置により、自動的にほぼ全ての世帯において、供給が一旦停止し、その後、順次点検を実施したところから供給が開始されるが、大きな揺れと津波による LP ガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、点検作業を実施する事業者の被災などから、すべての復旧対象世帯において供給が開始されるには 1 ヶ月程度を要すると想定される。

イ 交通施設被害

(7) 道路施設〔徳島県全域〕

道路種別	津波浸水域		津波浸水域外		総延長 (km)	被害 箇所数
	延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
全路線	3,250	690	11,760	940	15,020	1,600
うち高速道路・直轄国道	80	60	300	50	390	110
うち補助国道 ・県道・市町村道	3,170	630	11,470	880	14,630	1,500
うち緊急輸送道路	180	70	950	100	1,130	170

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

(4) 鉄道施設〔徳島県全域〕

鉄道区分	路線名称	津波浸水域		津波浸水域外		路線 延長 (km)	被害 箇所数
		延長 (km)	被害 箇所数	延長 (km)	被害 箇所数		
四国旅客鉄道 (JR 四国)	高德線	6	10	19	50	25	60
	鳴門線	8	20	0	0	8	20
	牟岐線	38	70	42	120	79	190
	徳島線	2	※	66	160	67	170
	土讃線	—	—	41	90	41	90
	計	54	110	168	420	222	530
阿佐海岸鉄道	阿佐東線	3	※	4	10	8	20
全体		57	110	172	430	229	550

1) 「—」の路線は、浸水の影響はない

2) ※は、若干数を表す

3) 数値は、一の位または十の位で処理しており、合計が合わない場合がある

(ウ) 港湾施設

① 岸壁・その他係留施設〔徳島県全域〕

港湾種別	岸壁			その他係留施設		
	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数	総 バース数	耐震 バース数	被害 バース数
重要港湾	54	3	40	99	0	80
地方港湾	22	0	20	108	1	80
全体	76	3	60	207	1	160

1) 数値は、十の位で処理しており、合計が合わない場合がある

② 防波堤〔徳島県全域〕

港湾種別	防波堤延長(m)	被災延長(m)
重要港湾	5,510	1,700
地方港湾	7,760	4,300
全体	13,280	6,000

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

ウ 生活支障等

(7) 避難者(冬18時発生)

(単位:人)

市町村名等	人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
県全体	785,491	202,200	108,400	310,600	226,500	136,100	362,600	102,500	239,200	341,700
鳴門市	61,513	20,000	10,100	30,200	21,500	10,600	32,100	9,400	21,800	31,200

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

【参考】津波一時避難者数(冬深夜発生)(単位:人)

市町村名等	人口	一時避難者
県全体	785,491	359,800
鳴門市	61,513	50,000

(イ) 帰宅困難者 (単位:人)

市町村名等	帰宅困難者数
県全体	40,600 ~ 50,400
鳴門市	2,800 ~ 3,800

(ウ) 医療機能(冬18時発生)

(単位:人)

市町村名等	入院需要			
	重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
県全体	4,700	2,500	2,100	9,300
鳴門市	220	220	140	590

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(エ) 災害廃棄物等(冬18時発生)

市町村名等	重量換算(万トン)			体積換算(万m <sup>3</sup> )		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
県全体	1,000	550~1,200	1,600~2,200	1,700	500~810	2,200~2,500
鳴門市	123	97~276	220~399	215	88~141	303~356

(オ) 住機能(冬18時発生) (単位:戸)

市町村名等	全戸数	必要応急仮設住宅戸数
県全体	302,100	70,200
鳴門市	23,000	6,400

## (カ) エレベーター閉じこめ

(単位：台)

市町村名等	エレベーター数	閉じこめ可能性のある台数			
		安全装置作動	揺れによる故障	停電	合計
県全体	2,900	※	240	540	780
鳴門市	220	※	20	40	60

1) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある

2) ※は、若干数を表す

## (キ) 災害時要援護者(冬18時発生)

(単位：人)

市町村名等	避難所生活者数 (1週間後)	避難所生活者のうちの災害時要援護者数								
		65歳以上 高齢単身者	5歳未満 乳幼児	身体障 がい者	知的障 がい者	要介護 認定者 (要支 援者除 く)	難病 患者	妊産婦	外国人	合計
県全体	226,500	9,000	8,700	10,400	2,000	8,700	1,700	1,800	1,100	43,400
鳴門市	21,500	840	750	970	170	840	190	160	120	4,040

1) 属性間の重複あり

## (ク) 文化財〔徳島県全域〕

全施設数	要因別被害想定結果		
	津波浸水	揺れ	火災
17	2	9	0

1) 要因間での重複あり

## (ケ) 孤立集落

市町村名等	孤立可能性のある集落数	孤立集落数		
		農村	漁村	合計
県全体	465	117	23	140
鳴門市	17	4	10	14

## エ 経済被害〔徳島県全域〕

種別	被害額(億円)
住宅	42,100
家庭用品	6,900
償却資産	6,200
棚卸資産	3,100
上水道	110
下水道	290
電力	90
通信	390
道路	430
鉄道	130
港湾	1,300
その他土木施設	870
災害廃棄物	2,300
合計	64,000

1) ※数値は、十の位、百の位または千の位で処理しており、合計が合わない場合がある

## 4 徳島県津波災害警戒区域（平成 26 年 3 月 11 日指定）

- (1) 「津波防災地域づくりに関する法律」第 53 条及び「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第 52 条に基づき徳島県が平成 26 年 3 月 11 日に指定した。
- (2) 津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域である。
- (3) 指定する区域の範囲は、津波浸水想定に定める浸水の区域を基本とする。
- (4) 区域の指定に併せて、基準水位（浸水深の水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で 10m メッシュごとに 10cm 単位で記載）が示された。
- (5) 基準水位は、津波から避難する上での有効な高さを想定したものであることから、避難施設などの効率的な整備の目安となる。

### 【資料編】

徳島県が実施したこれまでの南海トラフ巨大地震に係る被害想定等

徳島県津波浸水想定（鳴門市域）

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】

## 第3節 地震津波対策推進計画

### 第1 地震津波対策推進計画の推進

「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本市においても、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震への対応が急務となっており、これまでの地震津波対策を抜本的に見直し、さらに加速する必要がある。

また、「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への備えも重要である。

このため、市は、南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、地震防災・減災対策を計画的かつ着実に推進することにより、被害を最小限に抑え「人命を守ることを最優先にした震災に負けないまちづくり」を実現するため、「鳴門市地震津波対策推進計画」に基づき、市の地震津波対策を推進する。

### 第2 地震津波対策推進計画の概要

#### 1 理念

鳴門市総合計画に定めるまちづくりを基本に、「人命を守ることを最優先にした震災に負けないまちづくり」を計画の理念とし、協働の理念のもと、市民、事業者、地域、行政が絆を深めながら連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

#### 2 計画の位置づけ

国が定める「防災基本計画」・「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、徳島県が定める「徳島県地域防災計画－南海トラフ地震対策編」等との整合性を確保しながら、本計画の「共通対策編」及び「南海トラフ地震対策編」に定める対策の基本となる考え方と取り組みの方向性を示すものである。

#### 3 計画期間

計画の期間は、平成23年度から平成32年度（令和2年度）までとしていたが、2年延長し、令和4年度までとする。

この間の防災・災害対策のための施策・事業を、検討と見直しを図りながら体系的に位置付け、推進計画とする。

#### 4 計画の進捗管理

前年度の取り組み内容の確認と評価を行った後に公表するとともに、その結果等を参考にしながら毎年ローリングによる見直しを行う。

また、防災・災害対策に関する重大な想定の見直しなど大幅な条件や制度変更等があった場合は、年度の途中であっても見直しを行うなど、臨機応変な対応を図ることにより効果的な防災・災害対策を推進する。

## 5 計画の体系

地震と津波による被害を最小限とし、尊い人命を守るため、次の4つの重点項目と21の分野別項目に施策・事業を体系的に位置付け推進する。

重点項目	分野別項目
1. 災害に備える	(1) 防災意識を醸成する
	(2) 自らが備える
	(3) 地域で備える
	(4) 学校等で備える
	(5) 事業所・施設等で備える
	(6) 広域で備える
	(7) 公共施設・災害関連施設を整備する
	(8) 行政の災害対策体制を整備する
	(9) 災害対策物資等を整備する
2. 災害情報等を集め知らせる	(1) 災害情報等を迅速に集める
	(2) 災害情報等を迅速・確実に知らせる
3. 被災者を守る	(1) 避難所等を開設する
	(2) 被災者等を避難誘導する
	(3) 被災者を救助・収容する
	(4) 被災者の救急医療を行う
	(5) 緊急輸送体制を確保する
4. 被災者の生活を支援する	(1) 避難所を運営・管理する
	(2) ライフライン等を確保する
	(3) 生活環境を整備する
	(4) 生活再建を支援する
	(5) 教育環境等を整備する

# 第2章 災害予防

## 第1節 建築物等の耐震化

### 第1 方針

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が繰り返され発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの)の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層の強化を図る。

### 第2 内容

#### 1 防災上重要な建築物の耐震対策

##### (1) 防災上重要な建築物の設定

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるために市有建築物のうちから避難・救護活動等の本拠となる建築物を設定する。

また、重要度を考慮し各施設は非構造部材を含む耐震対策等により、高い安全性の確保を図るものとする。

建築物の用途分類	施設名称
震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる施設	本庁舎、分庁舎、共済会館、消防庁舎、大麻分署、水道庁舎、教育委員会庁舎、浄水場施設、水道施設、防災無線中継基地、ごみ焼却施設、火葬場、し尿処理施設等
震災時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる施設	各連絡所、学校施設、福祉施設、鳴門ふれあい健康館、公民館、教育施設、体育施設、文化施設等

##### (2) 防災上重要な建築物の耐震性強化

設定建築物の耐震性を確保、強化を図るため国土交通省その他の研究機関による技術基準等を踏まえ、耐震性の確保を図る。

ア 既設建築物の耐震性の調査

イ 既設建築物の耐震改修の促進

(3) 防災上重要な市の建築物の耐震性確保

(ア) 既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度及び緊急性に応じて順次耐震性の調査、補強を推進し耐震性の確保を図るものとする。

(イ) 市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

**2 特定既存耐震不適格建築物の耐震対策**

学校、病院、ホテル、集会所等多数の人が集合する建築物をはじめ民間の防災上重要建築物について耐震性の調査、耐震補強方法など、前項に準じて民間建築関係団体等の指導に努めるものとする。

**3 一般建築物等の耐震対策**

耐震性の低い木造住宅については、大きな被害が想定されることから耐震診断及び補強等の重要性について、広く市民の認識を深めるとともに、耐震補強の促進を図るものとする。

特に、昭和56年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の促進については、重要な課題であるが、平成12年以前の耐震基準の木造住宅においても、耐震性について認識を深めるとともに耐震診断、耐震改修の実施を促進するものとする。

**4 文化財の耐震対策**

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く市民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して市民の文化向上に資する必要がある。このため、市は、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

**5 工作物の耐震対策**

高架水槽、屋外看板、煙突等の工作物の耐震性についても設置者の認識を深めるとともに、点検・補強を呼びかけるものとする。

**6 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策**

道路に面する建築物の所有者に対し、外装タイル・窓ガラス等の落下防止に努めるよう指導・助言を行う。特に、通学路に面する3階以上の建築物の所有者に対しては、点検を実施し安全性の確保を働きかけるものとする。

**7 ブロック塀等の耐震対策**

ブロック塀等の所有者の自主的な点検及び安全性を確保するよう呼びかけるものとする。特に、通学路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、定期的な点検と補強を働きかけるものとする。

**8 家具等の転倒防止対策**

住宅、事務所等の建物内の家具、電気製品、ピアノ等の地震時における転倒、移動による被害を防

止するため、その適切な対策、転倒防止方法等について広報誌、パンフレット等により市民への啓発・普及を図り、家具等の耐震安全性の確保を図るものとする。

## 9 市民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について市民の認識を深めるため、市は講習会を開催するにとどまらず、種々の講習会等にも積極的に講師を派遣するものとする。また、防災パンフレットなどを配布し、都市の耐震化を市民ぐるみで進めるよう努める。

## 10 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

施設等の整備は、毎年必要な見直しを行いつつ実施するものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

### (1) 道路構造物(橋りょう)の保全整備計画

鳴門市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の対症療法的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び架け替えへと政策転換し、老朽化した橋りょうの修繕等を行い、災害時のみに限らず、平時においても道路ネットワークの安全性や信頼性を確保することを目的に、耐震化補強の完了した主要避難路に架かる下記の主要橋りょうを含めた市内の橋りょうの長寿命化を順次進める。

橋りょう名	橋長	橋設置箇所
撫養川大橋	L = 458.00 m	鳴門市撫養町大桑島・弁財天
文明橋	L = 60.50 m	鳴門市撫養町南浜・斎田・林崎
城見橋	L = 78.00 m	鳴門市撫養町南浜・立岩
うずしお橋	L = 140.00 m	鳴門市撫養町南浜・立岩
学園橋	L = 35.50 m	鳴門市鳴門町高島・三ツ石
木津神橋	L = 27.47 m	鳴門市撫養町木津・大津町木津野
大正橋	L = 218.70 m	鳴門市大麻町市場
大代谷橋	L = 38.90 m	鳴門市大津町大代
城山2号橋	L = 19.10 m	鳴門市撫養町木津
板東跨線橋	L = 197.00 m	鳴門市大麻町板東

(2) 「広域避難場所への主要避難路」に位置づけられている下記市道の点検整備を進める。

路		線		名	
1	南 浜 里 浦 線	5	南 浜 黒 崎 線		
2	南 浜 木 津 線	6	木 津 野 松 村 線		
3	明 神 大 津 線	7	栗 津 岡 崎 線		
4	林 崎 岡 崎 線	8	撫 養 港 東 線		

(3) 避難所・避難路の整備

避難所の適正配置と充実に努め、市民が安全に避難できるよう避難路や避難所について周知するとともに、必要な案内看板等の設置を進めるものとする。

(4) 津波対策施設

市は以下の項目について努めるものとする。また、国及び県の管理する防潮堤、堤防、水門、樋門等の海岸保全施設や河川管理施設について、早急な点検の実施、計画的な整備促進を要請する。

ア 水門、樋門の点検業務委託

イ 非常用発電装置の配備及び水門、樋門の自動化

## 1.1 関係団体との連携

一般建築物の耐震化等について、広報活動を行っている建築士会等の協力を得て耐震性の確保を図るため、指導の強化及びポスター等の掲示をするなど、その周知・啓発、普及を図り、一般建築物の耐震性の確保を図るものとする。

## 第2節 都市防災機能の強化

### 第1 方針

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にある。

また、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進するものとする。

### 第2 内容

#### 1 防災空間の確保

市街地における大規模な地震災害、同時多発火災及び津波が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす都市公園、緑地等防災空間の確保に努める。

##### (1) 都市公園の整備

本市は、軟弱地盤に立地しており、不燃化が進んだとはいっても、依然として木造家屋を中心として構成されており、大地震及び火災に対して極めて脆弱な都市構造であるため、市は、環境保全、レクリエーション機能とともに都市防災機能を持つ都市公園の整備に努める。

都市公園の現況（令和2年3月31日現在、都市計画区域に関する事項：市まちづくり課）

都市計画区域 人口(人)	計画区域面積 (ha)	公園数 (箇所)	都市公園面積 (ha)	一人当たりの 公園面積(m <sup>2</sup> )
54,804	10,515	46	36	6.57

#### 2 建築物の不燃化促進

##### (1) 防火地域・準防火地域の指定

木造建築物で形成された市街地から地震による火災等の被害が生じるおそれがあり、火災の危険を防除するため都市計画において防火地域・準防火地域が定められている。

防火地域の指定は建築物の耐火建築物の促進を図るもので、市の中心及び幹線道路沿いを指定しており、準防火地域の指定は一定規模以上の建築物を耐火建築物へ、その他の建築物は準耐火建築物への促進を図る。

こうした制度の活用により、建築物の不燃化の促進を図っていくものとする。

【参考】市内の防火地域指定状況 3.6ha（令和2年3月31日現在）

##### (2) 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進するものとする。

### 3 市街地再開発事業の推進

木造家屋が密集している地域等地震災害に対し構造的に脆い地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

### 4 宅地開発の防災対策

開発行為の指導にあたっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

### 5 空き家対策の推進

地震等災害により倒壊し、道路等を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家を除却するなど、市民の安全と安心の確保を図るものとする。

### 第3節 土砂災害等予防対策

■共通対策編第2章第15節「土砂災害等予防対策」を参照。

## 第4節 津波災害予防対策

### 第1 方針

本市は、瀬戸内海、紀伊水道に面し、その海岸線の延長は85.0kmで、このうち52.1km(徳島県河川整備課調べ)が海岸保全区域に指定されている。これらの海岸線は、津波、高潮等の影響を受けやすい自然条件を有しており、その対策として防護施設が整備されているが地盤沈下、老朽化等により機能が低下している施設が見られる。

津波、高潮等から人命、財産の安全を確保する海岸保全施設の防災機能を高める施設の整備を計画的に整備するものとする。

### 第2 内容

#### 1 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

- (1) 最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先として、市民避難を軸に、市民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
- (2) 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るため、海岸保全施設や河川堤防等の整備を進めるものとする。

#### 2 河川・海岸・港湾及び漁港施設等の整備

津波、高潮等の災害を防除するため設置された海岸堤防の維持管理は、その設置者が行うが、非常時における水門、樋門等の操作は緊急を要することから、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、常時、通常の降雨量が流下できる高さまで降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討するなど、事態に即応した適切な措置が得られる体制を整えておくものとする。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

(ア) 関係機関とともに定期的に目視等による構造・機能点検を行う。

(イ) 構造・機能に不備箇所が見つかれば優先順位により整備計画を立て整備する。

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・統廃合化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

また、関係者と共に定期的に陸閘等の作動点検を行い、地震後の津波に対して速やかに対応できるよう連絡体制及び操作手順マニュアルを作成する。

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画

## 第5節 水道施設の耐震化

### 第1 方針

地震による水道被害を抑制し、迅速な復旧を可能にする水道施設の耐震化について定める。

### 第2 内容

#### 1 水道施設の耐震化

市は、地震による水道施設の被害を抑制し、また液状化等による被害の影響を少なくするため、あらかじめ耐震化に係る計画を策定するものとする。

- (1) 耐震化に際して弱点となるような老朽管路については、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。
  - ア 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
  - イ 防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
  - ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- (3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結するなど、管路システムを耐震化することについて検討する。

## 第6節 危険物等の災害予防対策

### 第1 方針

地震による危険物の災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携し、法令等の定めるところによる保安体制の強化を図る。また、保安教育及び訓練の徹底と自衛消防組織の育成及び防災思想の普及を図るものとする。

### 第2 内容

#### 1 保安の強化対策

危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

#### 2 屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油等事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講じるよう指導する。

#### 3 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

製造施設、貯蔵所等の実態を把握し、防災上必要に応じ、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について責任者に指導し、防火管理者等による自主保安体制の確立を図る。

#### 4 毒物劇物災害予防対策

- (1) 毒物劇物業者及び毒物劇物業務上取扱者に対し、常に基準に適合するよう施設の維持管理を図る。
- (2) 毒物劇物貯蔵所には、定期的に点検を行わせるとともに、事故が発生した場合の危険防止のため応急措置を講じると同時に届出義務（消防署、保健所、警察署）の周知徹底を図る。
- (3) 学校における毒物劇物等の保安対策
  - ア 学校での毒物劇物の管理責任者及び使用責任者等を定めて、薬品類の保管、管理及び使用にあたっての安全管理体制を整備する。
  - イ 学校での毒物劇物の保管の方法については、安全な一定の場所を保管場所とし、「毒物」、「劇物」の文字を表示する。また、施錠のある戸棚に収納するように努め、カギは責任者が保管し、盗難や紛失等による事故防止を図るよう指導する。
  - ウ 学校での毒物劇物の容器及び梱包については、堅固なものをを用いて毒物劇物が漏れ、流れ、しみ出ることによる危険防止に努めるものとする。

## 5 放射線災害予防対策

放射性物質取扱い業者等は、震災時における事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、装備資機材の充実を図り、自主保安体制を確立し、災害時には、速やかに関係機関に連絡できる体制を構築するものとする。

## 第7節 避難対策の充実

### 第1 方針

災害時における火災、津波等から市民の生命、身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の確保、避難計画の作成等を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

### 第2 内容

#### 1 避難場所の確保

市は、次の点に留意し、避難場所の確保に努めるものとする。

- (1) 火災の輻射熱等から避難者の安全を確保できる広さを有したグラウンド、公園、広場その他の公共等の空地であること。
- (2) がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない所及び危険物等のない所であること。
- (3) 地区分けをする場合においては、主要道路、河川等を境界とし、市民等がこれらを横断して避難することはできるだけ避けるようにすること。
- (4) 避難場所へ安全に到着できる避難路と連結されていること。

#### 2 避難路の確保

市は、次の点に留意し、避難路の確保に努めるものとする。

- (1) 避難路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難路は、原則として相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- (3) がけ崩れ、津波、浸水等の危険のない道路であること。

#### 3 津波からの避難対策

市は、県が発表した徳島県津波浸水想定や被害想定等を踏まえて、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、市民の安全確保に努めるとともに、平常時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知しておくとともに、避難訓練を実施するなど必要に応じて避難計画の見直しを行うものとする。

##### (1) 津波警報等の伝達

市は、さまざまな環境下にある市民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難指示等の周知が、市民の迅速・的確な避難行動に結びつけられるよう、地域の特性を踏まえ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定するものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

##### (2) 避難誘導體制

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難は、徒歩及び自転車によることを原則とする。

### (3) 避難場所及び避難路の選定等

上記のほか、津波発生時における避難場所の選定にあたっては、地域の実情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は、「近くの高い所」を基本とし、徳島県津波浸水想定等による津波到達時間や基準水位等を十分考慮する。

また、高台等への避難に相当な時間を要する平野部など避難困難地域等については、堅牢な高層建物の中・高層階（津波避難ビル）や高速道路の法面等を避難場所として利用する。（5 避難困難地域等に対する避難対策を参照。）

避難路は、安全性や機能が確保されている道路を選定する。

### (4) 避難訓練の実施

市民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、津波避難訓練を実施する。

### (5) 避難に関する環境整備

避難計画の整備を図るとともに、防災行政無線の整備等により、避難指示等を迅速に市民に伝達する手段を確保するとともに、避難誘導標識の設置、避難場所等の標高の公表等、避難環境の整備に努めるものとする。

### (6) 平常時の広報及び防災教育

津波避難に関する平常時からの広報及び教育すべき事項は、おおむね次のとおりとし、各種広報媒体の利用、防災訓練の実施、パンフレット等の配布及び津波浸水標識の設置等により市民への周知徹底を図るものとする。

#### ア 避難場所、経路及び方法

#### イ 津波に関する基礎知識

(ア) 我が国の沿岸ではどこでも津波が襲来する可能性があり、津波警報等が発表されたとき、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

(イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とする。

(ロ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。

(ハ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

(ニ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

(ホ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

#### ウ 日頃の準備、避難の心得

(ア) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(イ) 避難場所、避難路の確認

(ロ) 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所での行動

(ハ) いざというときの対処方法の検討

(ニ) 防災訓練への積極的参加

### (7) 地域住民等の予防措置

#### ア 地域住民

地域住民は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておくとともに、いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。

## イ 事業者

- (7) 南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）及び津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画の作成義務者は、両法その他関係法令に基づき、実効性のある対策計画を策定し、津波からの避難等について万全の体制を確保しておくものとする。
- (イ) 市及び県並びに関係機関・団体は協力して、一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で、法令上、対策計画を定める義務のない事業者に対しても、施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から、対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。
- (ウ) 事業者は、津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画を策定するとともに、年1回以上避難訓練を実施し、市に報告を行うものとする。

## 4 火災からの避難対策

### (1) 広域避難場所の確保

共通対策編第3章第9節「避難対策の実施」を参照。

### (2) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、市民に対する周知徹底を図るものとする。

## ア 避難場所等の広報

避難場所の指定を行った市は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

### (7) 避難場所の名称

#### (イ) 避難場所の所在位置

#### (ウ) 避難場所への経路

#### (エ) その他必要な事項

#### (オ) 避難場所の広報は「広報なると」及び市公式ウェブサイトの利用

## イ 避難のための知識の普及

市は、次の事項について市民への普及徹底に努めるものとする。

### (7) 平常時における避難の心得

#### (イ) 避難時における知識

#### (ウ) 避難収容後の心得

## 5 避難困難地域等に対する避難対策

鳴門市津波避難計画で定める津波発生時に避難するのが困難な避難困難地域等に対しては、避難するために必要な緊急に実施すべき事業等を検討し、避難することができる対策に取り組み、避難困難地域等の解消を図ることとする。

## 6 避難促進施設

避難促進施設とは、津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者

が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要がある施設をいう。

津波避難促進施設の所有者又は管理者は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成する。

#### 【資料編】

避難促進施設一覧表（津波）

## 7 市の避難計画

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

### (1) 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

- ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地等
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
  - (ア) 給水
  - (イ) 給食
  - (ウ) 負傷者に対する応急救護
  - (エ) 生活必需品の支給
  - (オ) その他必要な措置
- オ 避難場所における秩序維持
- カ 災害広報

### (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

- ア 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- イ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

## 第8節 火災予防対策の充実

### 第1 方針

地震発生時に被害の大きくなるものは、二次的に発生する火災によることが多いので、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防の指導及び消防力の整備を図るものとする。

### 第2 内容

#### 1 出火の防止対策

地震発生時には可燃物が火気使用設備・器具の付近に落下、転倒、接触することなどにより出火しているため、市民に対しては防災意識の高揚と防災知識の普及・啓発を推進し、非常時の行動力の向上を図ることによって、出火件数の軽減を図るものとし、次により安全の指導を行うものとする。

##### (1) 火気使用設備及び器具の安全化

- ア 火気使用器具の安全確保
- イ 常時火気を使用する施設の防火管理の強化
- ウ 火気使用場所及びその周辺の不燃化、難燃化の促進
- エ 不特定多数の人の出入りする事業所（量販店、ホテル等）の査察の強化

##### (2) 危険物・危険物施設の安全化

危険物施設等の把握、危険物等の取扱いと適正管理について、事業所関係者に対する教育指導、防災資機材の整備及び危険物の流出防止対策が遂行されるよう自主保安体制を確立するとともに、管理者に災害発生に対する防ぎよ計画の作成を指導する。

##### (3) 化学薬品の出火防止

化学工場に保有している化学薬品は、大量の薬品が多種にわたり貯蔵保管されているために、転倒落下による衝撃、他の薬品との混合に伴い発火発熱する性質のものもあるので、火災予防条例等に基づき貯蔵、保管場所の不燃化等の指導を行うものとする。

##### (4) 市民に対する指導

家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりの出火防止に対する知識及び地震に対する備え等防災指導を行い自主防災意識の高揚を図るものとする。

また、要配慮者等の居る家庭については、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難方法について指導を行う。

##### (5) 職場に対する指導

予防査察、防火管理者講習会、火災予防運動等あらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及、高揚を図る。

- ア 災害発生時の応急措置の要領
- イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- ウ 避難誘導、避難経路等の避難体制の確立
- エ 終業後における火気点検の励行
- オ 自衛消防隊の育成指導

##### (6) 地域ぐるみの防火訓練等、市民防火組織の育成

震災時における消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火訓練の実施、市民防火組織の育成に努めるものとする。

#### ア 防火訓練等の実施

防災機関と市民参加による地域ぐるみの防火訓練等を実施し、消火及び知識の普及を図る。

#### イ 市民防火・防災組織の育成

市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識にたって、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう行動力をもつことから、防火組織の育成に努めるものとする。(資料編「自主防災組織一覧表」を参照)

#### ウ 婦人防火クラブの育成

婦人による家庭防火思想の普及・啓発と地域における自主防災体制の確立を図ることを目的とし、育成に努めるものとする。

#### エ 幼少年消防クラブの育成

幼稚園児、小学生を対象とし、幼少年期から火災予防思想の普及・啓発を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努めるものとする。

#### (7) 予防査察の強化

防火対象物の予防査察を計画により定期的実施し、特に火災発生時に人命に危険があると認められる対象物及び公共施設等について定期査察のほか特別査察を実施し、火災予防の強化に努めるものとする。

#### (8) 防火体制の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防法に規定する対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させる。また、計画に基づく通報、消火、避難等の訓練を実施するとともに、消防用設備等の点検、火気使用等に関する指導を実施、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導を徹底し、防火体制の推進を図るものとする。

## 2 消防力の整備強化

大震災及び複雑、多様化してきた災害に対処し、市民生活の安全を守るため、状況の変化等を把握し、計画的に消防力の整備強化を図るものとする。

#### (1) 消防計画の策定

災害時に現有消防力を迅速かつ的確に活用し、被害を最小限に軽減するために、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

#### ア 防災教育訓練

社会経済の発展と都市化に伴い、消防活動はますます複雑な様相をしている。災害の態様に応じた防ぎょ訓練計画をたて、消防職員及び消防団員に習熟させ、資質の向上を図るものとする。

#### イ 災害予防、警戒及び防ぎょ計画

火災、地震等の災害の予防警戒及び災害発生時における防ぎょ活動、災害種別に応じた活動要領、消防職員及び消防団員の非常招集等の基準を定め、周知徹底させて、災害の防除及び被害の軽減を図るものとする。

#### ウ 災害時の避難、救護及び救助

震災時には、火災等の二次的災害から市民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想されるので、避難指示の伝達、避難誘導、避難路等の防ぎょ活動計画を定めておくものと

する。また、避難の誘導等は平素から地域に密着した防災活動を行い、市民の指導的立場にある消防団の活動が重要であり、特に、要配慮者等の避難誘導については消防団を中心とした体制を定めておくものとする。

#### エ 情報収集伝達・広報活動

震災時の地震・津波情報の伝達及び広報は、市民に漏れなく伝達する必要がある、また、災害の発生状況や被害状況の情報収集を地域防災の中心となって活動する消防団をはじめ市対策本部、消防本部及び消防団員間の情報連絡体制を十分に整えるものとする。

#### オ 消防活動困難地域の整備

住宅の密集地域、消防水利の不足、進入路の狭隘地域等で、災害が発生すれば現場到着が遅延し救護等に支障がでるおそれがあるので、常に状況を把握して迅速、適切な消防活動体制を確立するものとする。

### (2) 消防装備の整備強化

消防装備は、災害の複雑、多様化に対応し、震災時に備え効果的な消防活動を確保するため、充実強化を図るものとする。また、地域における防災活動の中核として、地域に密着した消防団の機械装備の近代化と活性化を図るものとする。

## 第9節 自治体業務継続計画（BCP）

### 第1 方針

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、自治体も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、市は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、市民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、市は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

### 第2 内容

#### 1 市における業務継続の体制整備

市は、業務継続計画（BCP）の検証・見直しに努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を図る。

# 第3章 災害応急対策

## 第1節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

### 第1 方針

気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には、情報内容に応じ警戒態勢を整え、後発地震の発生に備える必要があるため、その対応について定める。

### 第2 内容

#### 1 基本方針

- (1) 鳴門市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- (2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本市においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。
- (3) このことから、市、県及び関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画に定める。

#### 2 南海トラフ地震に関連する情報

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表する。
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。
- (3) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> <li>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</li> </ul>
--	--

(4) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生</li> <li>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### 3 臨時情報（調査中）発表時の措置

#### (1) 臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合、市は担当職員の緊急招集、情報の収集及び共有、市民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおりとする。

##### ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節 市の活動体制 第2 内容 6 動員配備体制の定めるところによる。

##### イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 伝達系統（2）津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統に準ずる。

### 4 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

#### (1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合、市は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行う。このとき、市民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

#### (2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市は臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について、共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節 災害広報 第2 内容 に準じて周知する。なお、その際には、要配慮者に対する配慮を十分行う。

#### (3) 市民等からの問い合わせ

市、県及び関係機関等は、市民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

#### (4) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市、県及び関係機関等は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

#### (5) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

#### (6) 避難対策等

##### ア 市民等の避難行動等

##### (ア) 避難計画

市長その他他避難の実施及び安全等の措置を講じる者（以下「避難実施等措置者」）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、市民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難

し、生命及び身体の安全が確保できるように、あらかじめ避難の計画を定める。

a 基本方針

- (a) 市民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、市、県は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促す。
- (b) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。
- (c) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、市は建物の耐震性が不足している住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある市民に対して避難を促すことを基本とする。
- (d) その他の地域においても、南海トラフ地震が発生した場合には市内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、市においては、土砂災害の発生やため池の決壊等により身体や生命に著しい被害を及ぼす可能性のある地域などについても、地域の実情を勘案し、事前避難等の呼びかけを実施することについて検討する。
- (e) 避難実施等措置者は、施策・事業の推進状況や市民の意向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適宜行う。

b 日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、市は全市民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。

c 避難のための指示等

(a) 避難指示等の基準

市長は耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対しての事前の避難を呼びかけるものとする。

(b) 避難指示等の伝達方法

市長は、臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、市民に対し、防災行政無線、ラジオ、市公式ウェブサイト等により避難の指示等を行う。

(c) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」）、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成する。

d 避難所の措置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、親類・知人宅等への避難を促すことを基本とし、市はそれが難しい市民が避難するための場所として事前避難所の確保を行う。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

(a) 避難所の受け入れ人数の把握

市は、避難所で受け入れが必要な人数を推計する。宿泊者等については、あらかじめ

め関係者と帰宅方法を検討し、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を受け入れが必要な人数に加える。

(b) 避難所候補リストの作成

市は、津波災害時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を検討し、避難所候補リストとして整理しておく。検討に当たっては、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難所一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。リストの作成に当たっては、次の項目を参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理しておく。

- ・施設名、住所、面積、収容人数
- ・管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ・耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- ・津波浸水想定区域内か否か
- ・学校の状況（授業継続または休校）
- ・周辺の避難場所からの移動距離
- ・要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ・冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- ・食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

(c) 避難所の選定

市は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定する。このとき、市民のニーズや各施設の状況を踏まえて選定する。避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。また、災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や、定員を超過して要配慮者を受け入れることについて検討する。このとき、入所者の処遇に支障が生ずることがないように十分配慮する。

(d) 避難所への移動方法

移動に際しては、自動車による移動を行った場合、対象地域で交通渋滞を招く可能性があること、また徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討する。

(e) 避難所の運営

避難所の運営は避難者が自ら行うことを基本とする。また、備蓄品は後発地震が発生した際に使用するものであること、ライフラインや商業施設等は営業しているといった社会状況であることも踏まえ、1週間を基本とした避難に必要なものについては、各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。

(7) 消防機関等の活動

市は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておく。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、市、市民は次の事項を実施する。

(7) 市

- a 飲料水の供給を継続するとともに、市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- b 応急給水活動の準備を行う。

(イ) 市民

- a 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- b 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、共通対策編 第3章 災害応急対策 第27節 公共土木施設等の応急対策 第6款 電力施設 第2 内容 3 災害時における応急復旧に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

ウ ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、共通対策編 第3章 災害応急対策 第27節 公共土木施設等の応急対策 第7款 LPガス供給施設 に定める対応に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。さらに、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じる。

エ 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、共通対策編 第3章 災害応急対策 第27節 公共土木施設等の応急対策 第10款 通信設備 第2 内容 2 応急対策 に準じた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講じるものとする。

(9) 道路

ア 市及び県は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、情報提供・周知するものとし、情報提供等にあたっては各種広報媒体の活用等により実施する。

(7) テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

(イ) 講習会、講演会等の開催

(ウ) インターネットの利用

イ 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトロールカー・

道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整える。

(10) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館等については、次の措置を講じるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 戸別事項

- a 橋梁、法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておく。

(11) 滞留旅客等に対する措置

市は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

5 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

(1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合、市は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、市民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配備体制

共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節 市の活動体制 第2 内容 6 動員配備体制の定めるところによる。

#### イ 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報通信 第2 内容 2 気象に関する警報、注意報、情報伝達系統 (2) 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統 に準ずる。

#### (2) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民に密接に関係のある事項について 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節 災害広報 第2 内容 に準じて周知するものとする、なお、その際には、要配慮者に対して十分配慮するものとする。

#### (3) 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生した場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合はゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### (4) 市及び県のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、市及び県は全市民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかける。また、市及び県は、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認する。

### 6 学校における臨時情報発表時の対応

公立の小中学校においては、『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応を参考に、市教育委員会の示す方針に基づき、対応する。

### 7 東海地震の警戒宣言に伴う対応

- (1) 気象庁が「東海地震に関する情報」を発表した場合、県は、速やかに市へ情報を伝達するとともに、情報内容に応じ警戒態勢を整え、地震発生に備え速やかな対応ができるよう準備を行う。
- (2) 「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、次の3種類の情報がある。また、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示す。
- (3) 平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始に伴い、「東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）」の発表は行わない。

「東海地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情 報 名		情 報 発 表 条 件
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

